

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和6年8月6日(2024.8.6)

【公開番号】特開2023-145734(P2023-145734A)

【公開日】令和5年10月11日(2023.10.11)

【年通号数】公開公報(特許)2023-191

【出願番号】特願2023-127716(P2023-127716)

【国際特許分類】

A 61 K 31/198 (2006.01)

10

A 61 P 27/02 (2006.01)

【F I】

A 61 K 31/198

A 61 P 27/02

【手続補正書】

【提出日】令和6年7月26日(2024.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ほ乳類における網膜色素変性症の治療のための医薬組成物であって、1回用量当たり、治療有効量のN-アセチルシステインアミド(NACA)の固体用量で100、150、300、333、400、500、600、700、800、900、1,000、2,500、5,000、7,500又は10,000mgが投与される、有効量のN-アセチルシステインアミド(NACA)；及び薬学的に許容される担体を含む、前記医薬組成物。

30

【請求項2】

ほ乳類における網膜色素変性症の予防のための医薬組成物であって、1回用量当たり、治療有効量のN-アセチルシステインアミド(NACA)の固体用量で100、150、300、333、400、500、600、700、800、900、1,000、2,500、5,000、7,500又は10,000mgが投与される、有効量のN-アセチルシステインアミド(NACA)；及び薬学的に許容される担体を含む、前記医薬組成物。

【請求項3】

第2の活性薬剤をさらに含む、請求項1又は2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

アスコルビン酸、システイン塩酸塩、硫酸水素ナトリウム、メタ重亜硫酸ナトリウム、亜硫酸ナトリウム、パルミチン酸アスコルビル、ブチル化ヒドロキシアニソール(BHA)、ブチル化ヒドロキシトルエン(BHT)、レシチン、没食子酸プロピル、-トコフェロール、クエン酸、エチレンジアミン四酢酸(EDTA)、ソルビトール、酒石酸、リン酸、及びその組み合わせからなる群から選択される第2の活性薬剤をさらに含む、請求項1又は2に記載の医薬組成物。

【請求項5】

ミニ錠剤、カプセル、錠剤、2段階放出、混合放出、サシェ、又は粉末の形態である、請求項1又は2に記載の医薬組成物。

【請求項6】

40

50

組成物が、夜間視力の欠損、全体的な視力の欠損、視野の欠損のうちの少なくとも1つを
2週間、1カ月、2カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、又は5年から選択される規定
された期間にわたり、未治療の対照対象と比較して少なくとも10%、少なくとも15%
、少なくとも20%、少なくとも25%、少なくとも30%、少なくとも35%、少なく
とも40%、少なくとも45%、少なくとも50%、少なくとも55%、少なくとも60%、
、少なくとも65%、少なくとも70%、少なくとも75%、少なくとも80%、少
なくとも85%、少なくとも90%、又は少なくとも95%減少させる、請求項1又は2に
記載の網膜色素変性症の治療のための医薬組成物。

【請求項7】

ほ乳類が、ヒトである、請求項1又は2に記載の医薬組成物。

10

20

30

40

50